



京都府京丹後市 企業立地ガイドブック



企業立地支援制度

※①・②・③・④の交付を受けるには、事前に市から「事業所の指定」を受ける必要があります。

※京都府の立地制度との併用可。

事業所新設・増設への補助

① 企業立地助成金

一定規模以上の投資及び市民正規雇用者の増加を伴い京丹後市内に事業所を新設又は増設された事業主に対し、市民の正規雇用増加数に応じて助成金を交付します。

○助成金額

事業所の新增設に伴い増加した市民の正規雇用者数×100万円を限度とします。

○対象業種・対象要件等

次の要件を満たし、市税等（市税(水道料を対象経費として助成金を交付する場合は水道料を含む)及び附帯金)を滞納していないこと。

業種又は事業	要件	
	投下固定資産額 (※2)	雇用者
○地域農林水産資源を活用する製造業 ○製造業類似事業 (※1) のうち農業に属する事業	500万円以上	市民の正規雇用者が3人以上(中小企業は2人以上)増加すること。
○情報関連産業	300万円以上	
○上記以外の製造業 ○上記以外の製造業類似事業 (※1) ○道路貨物運送事業 ○倉庫業 ○運輸に付帯するサービス業 ○自然科学研究所	1,000万円以上	
○製造業及び情報関連産業のうち 本社機能の新設等を行う事業	3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)ただし、土地の取得費を除く。	市内の常用雇用者10人以上の増加(中小企業者が新設等を行う場合は同5人以上の増加)

※1 製造業類似事業とは、「京都府産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金」の交付対象となる「製造業に属する事業に類する事業」です。

※2 投下固定資産額とは、土地(操業開始日前3年以内に取得したものに限り)、家屋、償却資産(操業開始日から3年経過する年の1月1日までに取得したものに限り)の取得価格(土地造成費と家屋建築費を含みます。)のことを言います。

事業所新設・増設への奨励措置

② 企業立地奨励金

企業立地助成金交付制度と同じく事業所の指定を受け、京丹後市内に事業所を新設又は増設された事業主に対し、「企業立地助成金」とは別に「企業立地奨励金」を交付します。

○助成金額

新設・増設された事業所の投下固定資産(土地、建物、償却資産)に対し課税された固定資産税の額を限度とします。

○交付期間

新設・増設された事業所に対して最初に課税された年度から5年度間(毎年度交付)

○対象業種・対象要件等

京丹後市企業立地助成金交付制度に定める基準と同じ。

○その他

「土地」は操業開始日前3年以内に取得したもの、「償却資産」は操業開始日から3年経過する年の1月1日までに取得したものに限りです。

○助成対象経費

区分	対象経費		対象金額
投資助成	用地取得費	土地取得費（市工業団地を除く）及び造成費	5%以内
	家屋・償却資産取得費	家屋（従業員住宅含む）及び償却資産（事業用再生可能エネルギー生産設備含む）の取得費	5%以内
	環境整備費	緑地又は環境施設の整備費	5%以内
	新規採用従業員研修費	従業員研修経費で、研修参加負担金・講師謝金及び旅費又は講師派遣料、会場使用料	100%以内
操業助成	土地・建物貸借料	土地及び建物の貸借料（敷金・権利金等を除く）	50%以内
	電気料金・水道料金	電気料金及び水道料金	50%以内
	情報通信費	インターネット接続回線利用料及び同接続サービス利用料（情報関連産業は電話料金含む）	50%以内
	地元食材購入費	市内生産者から購入した事業用食材	20%以内
	市内事業所発注費	市内事業所に発注した物品及び役務で、1 事業所に対し 100 万円を超えて発注したもの	15%以内
資金調達助成	借入金支払利息	土地の取得造成費、家屋・償却資産の取得費、環境整備費の取得のための借入金の利子額の全額	100%以内
雇用助成	正規雇用人件費	増加した市民の正規雇用者数一人あたり 40 万円（障がい者は+10 万円）	—

○交付期間

操業開始日の 6 カ月後から 3 年度間
 （操業開始日から起算して半年後、1 年半、2 年半を基準日として交付します。）

事業所新設・増設への奨励措置

③ 企業立地奨励品

企業立地助成金交付制度と同じく事業所の指定を受け、一定規模以上の投資及び雇用を伴い、市内に新設又は増設された事業所の事業主に対し、奨励品を交付します。

○奨励品

営業用自動車 1 台の購入に必要な経費（最高 200 万円）

※車両本体及び付属品にかかる経費のみ

※消費税および地方消費税相当額を除く

○対象業種

企業立地助成金交付制度と同じ。

○その他

自動車の登録に係る手数料や諸税は、事業者の方の負担となります。

○対象要件等

次の(1)～(3)すべてを満たすもの

- (1) 投下固定資産額が 3 億円以上であること
- (2) 当該事業所の操業開始日の 1 年前の日から操業開始日から起算して 6 か月が経過する日までの間に市民 10 人以上を正規雇用者として新たに雇用
- (3) 操業開始日から起算して奨励品の耐用年数が経過する日までの間継続して操業が行われる見込みであること

企業立地支援制度

事業所新設への補助

4 企業立地支援専門家の派遣

京丹後市へ初めて事業所を設置される市外企業の皆様を対象に、ニーズに応じて専門家を派遣します。

○派遣する専門家

中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、行政書士

○派遣期間

一の企業立地あたり 1 回限り

○派遣する専門家

専門家 1 人あたり 20 万円
(一の企業立地につき最大 50 万円)

○対象条件等

次の(1)~(3)すべてを満たす事業者の方

- (1) はじめて市内に企業立地を行う方で、京丹後市企業立地支援事業実施要綱第 4 条の規定に基づく事業所の指定の対象と見込まれること
- (2) 新たに 10 人以上（市民 5 人以上を含む）を正規雇用者として雇用する予定であること
- (3) 市税等に滞納がないこと

市外企業の移転を支援

5 企業移転・移住支援金

京丹後市外の事業所が、本市へ本社の移転または支店その他の事業所を設置し、かつ、代表者および正規雇用者が 3 人以上移住する場合に支援金を交付します。

○支援内容

支援内容	支援金の額
事業所等移転・設置支援	1 事業所等につき 300 万円
移住支援	(移住した代表者または正規雇用者あわせて 3 人以上で) 1 人につき 40 万円 ※新しい事業所等を設置した日（基準日）の前 3 か月、後 6 か月までに移住した者に限る。

○対象要件等

次の(1)~(4)すべてを満たす事業者の方

- (1) 法務局への登記を要する本社又は支店その他の事業所を設置する者
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日以降に本市に事業所等を移転または設置し、事業所等を移転又は設置した日から 5 年間以上継続して事業を営む意思を有する者
- (3) 新しい事業所等に勤務する代表者または正規雇用者、あわせて 3 人以上が本市に移住し、移住した人数が、当初から 5 年間下回らないこと
※正規雇用者 3 人の移住でもよい
※代表者の 3 親等以内の親族は移住した人数にカウントできない
- (4) 市税等の滞納のない者

※市税等とは…京丹後市税条例（平成 16 年条例第 80 号）第 3 条に規定する市税、同条例第 19 条に規定する延滞金および同条例第 21 条に規定する督促手数料

【対象外】

- ・京丹後市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等である者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- ・政治団体、宗教法人

優遇制度等

税の減免

	対象区域	対象業種等	減免内容等 (固定資産税)	条件
過疎法	京丹後市全域	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	免除 (3カ年度)	土地・家屋・償却資産の取得価額が500万円以上 ※製造業および旅館業で ・資本金5千万円~1億円の法人の場合1,000万円以上 ・資本金1億円以上の法人の場合2,000万円以上
地域未来投資促進法		基本計画に定める業種	免除 (3カ年度) ※土地・家屋および構築物に限る	土地・家屋・構築物の取得価額が1億円以上 ※農林漁業および関連業種に係るものにあつては5,000万円超過
中小企業等経営強化法		導入促進基本計画に定める業種	課税標準軽減 3カ年度2分の1 または 4、5カ年度3分の1	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された設備で、認定経営革新等支援機関が「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」を発行する以下の設備 ・機械装置160万円以上 ・測定工具及び検査工具30万円以上、 ・器具備品30万円以上 ・建物附属設備60万円以上

※ 税の減免には、細かな適用区分・条件・事前手続き等があります。

※ 地域未来投資促進法については減免内容が土地・家屋および構築物に限られていますが、設備等、償却資産については過疎法・半島振興法の適用が可能です。

課税の特例（特別償却の適用）

「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者がその計画に従って取得した事業用の建物、機械等については、特別償却制度が適用されます。ただし、措置を受けるためには、国（主務大臣）による課税特例の確認が必要となります。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

【適用期限：令和4年度末まで】

※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。

※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

※ 税額控除は、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限です。

中小企業信用保険法の特例

承認を受けた「地域経済牽引事業計画」の実施に必要な資金について、金融機関からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で信用保証協会による保証を受けることができます。

一般保証限度額		別枠保証限度額
2億8,000万円	+	2億8,000万円
普通保証 2億円以内		普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内		無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 2,000万円以内		無担保無保証人保証 2,000万円以内

特別融資制度

承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて、企業立地や事業高度化のための資金調達を行う場合、日本政策金融公庫による設備資金および運転資金に対する融資制度が利用できます。

貸付対象	貸付期間		貸付限度	貸付利率	
	設備資金	長期運転資金		設備資金	長期運転資金
中小企業者	20年以内 〔うち措置期間 2年以内〕	7年以内 〔うち措置期間 2年以内〕	7億2,000万円 〔うち運転資金 2億5,000万円以内〕	基準利率から 2億7,000万円を 限度として 最大0.9%引き下げ	基準利率

※ 詳細は日本政策金融公庫各支店窓口へお問い合わせください。

京丹後市地域総合整備資金貸付制度

市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動（起業または事業拡大）を支援するため、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者に対して長期の無利子融資を行います。

対象者	条件	貸付対象費用	貸付利率、 貸付額	返済期間、 償還方法
法人格を有する民間事業者など	次の(1)～(3)すべてを満たす者 (1)営業開始に伴い、地域内において1人以上の新規雇用の確保が見込まれること (2)貸付対象費用の総額（用地取得費除く）が、1,000万円以上であること (3)用地取得などの契約後5年以内に営業が開始されること	(1) 設備の取得などにかかる費用 (2) 試験研究開発費など当該設備の取得に伴い、必要となる付随費用	無利子、 貸付対象費用の45%以内の額	返済期間：15年以内（5年以内の据置期間含む） 償還方法：元金均等半年賦償還

京丹後市地域総合整備資金連帯保証料補助金

京丹後市地域総合整備資金を借り入れた民間事業者等が、当該年度に連帯保証人に支払った連帯保証料の額に相当する額を補助します。

※償還期間内に支払う連帯保証料の3分の1を超えない額を上限とします。

その他

京丹後市・京都府
優遇制度



京都府
用地バンク



京丹後市
移住支援サイト



京丹後市
空き家バンク



京丹後市
ワーケーション情報サイト



【お問い合わせ先】

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 385-1 京丹後市役所 商工観光部 商工振興課
TEL 0772-69-0440 FAX 0772-72-2030 MAIL shokoshinko@city.kyotango.lg.jp